

議案

2019年度社会福祉法人アス・ライフ
事業計画について

平成31年3月13日 理事会提出

提出者

理事長 藤田英二

社会福祉法人アス・ライフ

平成31年度事業計画書

1. 法人経営の原則の遵守

当法人は、平成31年度事業を執行するに際し、法人定款第3条に規定する法人経営の原則を遵守する。

【法人定款】

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障害児者及び独居高齢者、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

2. 経営理念と基本方針

【理 念】

- 1) 豊かな人生につながる支援
- 2) 地域社会から信頼される活動
- 3) 職員の豊かな生活

【基本方針（目標）】

1. 利用者の尊厳を重んじ、職員や地域との関わりを通じて社会性を高められる支援をします。
2. 日中活動は、様々な体験の場を通じて、各々の目標が見つけれられる事が出来るような支援に努めます。
3. 利用者の社会移行を視野に、就労を通して日常生活の支援や一般就労も、勧めて行きます。
4. 利用者や職員の保健・衛生面の管理には、細心の注意を払います。
5. 法人の組織の充実を図り、職員の資質・モラルの向上に努めます。

3. 理事会・評議員会の開催

① 理事会の開催

年3回開催（平成31年5月、11月、平成32年3月を予定）する。

理事会は業務執行の決定を行う。ただし、必要がある場合は、その都度、開催する。

② 評議員会の開催

法人定款に定めるところにより、評議員会の意見を聴くこととされている事案のある場合に開催（平成31年5月、平成32年3月を予定）する。ただし、必要がある場合は、その都度、開催する。

4. 事業運営

- ①第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業（生活介護・生活訓練・機能訓練(休止)）運営
- ②第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業（就労移行支援・就労継続支援B型）の運営
- ③第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）の運営
- ④第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業（移動支援）運営
- ⑤第二種社会福祉事業 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）運営
- ⑥第二種社会福祉事業 老人居宅介護等事業（訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業）の運営
- ⑦第二種社会福祉事業 老人居宅介護等事業（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）の運営
- ⑧公益事業 居宅介護支援事業（居宅介護支援事業）運営

5. 本年度の重点施策

(1) 長期展望に基づく経営基盤及び経営組織の強化

- ①地域密着に視点をおき地域と連携した事業活動
- ②生活介護事業の利用者増に向けた取り組み
- ③就労継続支援B型事業所の生産活動の充実及び利用者増
- ④人員体制の強化及び職員の定着率向上
- ⑤地域社会で暮らせる支援の為に訪問介護事業の強化・充実

⑥なかそのフォアアス中長期計画の検討

⑦中堅職員の経営参加

⑧若手新人職員の採用

(2) 事業所としての理念／基本方針の徹底

①経営理念、基本方針の職員への周知

②利用者本位に基づく個別支援計画の策定

③利用者の権利擁護の堅持

④関係法令及び法人規程の遵守等

(3) 各事業の定着化・拡大

①各事業所の独立再生産

②生活介護サービス報酬見直しに伴う事業経営の改善

③利用定員の確保

④就労継続支援利用者の目標工賃達成への取り組み及び生産活動の充実

(4) 余暇活動の支援充実

①職員や地域の関わりのなかで様々な体験を利用者に提供する

②利用者にあった生産活動の獲得

③季節を楽しむ行事の実施

④利用者の余暇活動の支援強化

(スポーツ活動予算化による支援の強化)

(5) 通所介護・居宅介護支援の事業の拡大

①通所介護、訪問介護の要介護利用者獲得 (施設の特色アピール)

②大市居宅介護支援センターと関係機関や事業所との連携強化

(6) 施設・設備の管理

①施設環境の整理整頓と美化

②計画的な施設清掃と意識の向上

③送迎車両の清掃及び修理

④備品等の計画的購入

(7) 生活介護事業と放課後等デイサービス事業の支援強化

① 生活介護、放課後等デイサービスにおいて、それぞれの拠点での支援活

働の特色強化と連携強化

- ② 様々な障害特性に応じられる施設の環境づくり
- ③ 障害特性に配慮した人員体制づくり
- ④ 生産活動の継続・検討・実施

(8)人事管理の充実

- ①プロとして果たすべき使命を持った職員の育成
- ②職員の業務に対する志気の高揚、人権尊重やコンプライアンス意識及び経営感覚の醸成など、今後の法人運営に必要不可欠な中堅職員の育成のための研修参加
- ③役職職員の職責に基づく職務の履行の徹底
- ④職員目標管理制度を活用した個別職員研修の充実
- ⑤永年勤続表彰
- ⑥働き方改革の推進

(9)財務管理

- ①経理事務の合理化・適正化・安定化（顧問税理士による指導・相談）
- ②契約の透明性の確保
- ③運転資金の安定化
- ④社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

(10)事業経営の透明性の推進

- ① 事業経営状況のホームページ等による公表
- ② 評議員会を議決機関、牽制機関、理事会を意思決定機関とした運営の継続、監事の理事会への出席義務、報告義務の取り組み

(11)災害・防災に対する取り組み

- ① 災害安全計画の確認と避難訓練の定期的実施
- ② 施設・設備の定期的な安全点検の実施
- ③ 災害時における職員の動員体制
- ④ 自衛消防組織・編成の定期的確認
- ⑤ 防災マニュアルの見直し

今年度スローガン

「革新進歩」

当法人は、障害があっても高齢になっても地域社会の中で生活していくという視点を大切に、実直に経営を進めてきました。

生活介護、就労部門、放課後等デイサービス、高齢者通所介護事業所等それぞれの事業所の支援する内容や時間帯は異なりますが、収入のほとんどが公費により賄われている事業を行っている社会福祉法人として、常に襟を正して事業を進めるとともに、障害のある方々と地域で暮らすための生活支援・就労支援等を個々の生活の実態に合わせて提供し、地域の福祉拠点として地域に貢献できるふさわしい役割を担っていきます。

障害福祉の理念は一言で表せば“ノーマライゼーション”です。ともに暮らすためには、何よりも利用者の自立支援が第一です。

機能レベルでの障害の種類、程度がさまざまであり、それぞれの生育環境、家庭環境も異なるため、日常生活、社会生活を送るうえで障害は多種多様な現れ方をし、介助者、支援者である職員を戸惑わせることもあります。

動きや動作ではなく自立で一番大切なことは心の自立です。障害ゆえの身体介護は必要であっても心の自立は可能です。様々な体験の場を提供することによって心が育ち逞しい日々を暮らせると考えています。

利用者の生活の質を高めることは利用者家族の支援にもつながります。利用者の日中の時間を丸ごと支援できるよう、各種の研修を通して援助者としての技術を磨き、研鑽に努めていきます。

以上